

保護者各位

沖縄県立開邦中学校・開邦高等学校
校長 大濱 裕司
(公 印 省 略)

発熱や風邪症状がある生徒等への対応について（お願い）

寒風の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素から本校教育活動へ御理解と御支援をいただき厚く御礼申し上げます。

本県においては令和4年1月9日から「まん延防止等重点措置」が適応されることとなりました。現在、発熱等の風邪症状は出席停止扱いで症状が改善したら登校可能でしたが、1月12日の県教育庁保健体育課からの文書で、下記の対応の依頼がありますのでお知らせいたします。

つきましては、保護者のご協力をお願いします。

記

【発熱や風邪症状がある児童生徒への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置です。

- 1 対 象 全県立学校
- 2 期 間 本日から当面の間
- 3 対応方法
 - (1) 上記の理由で学校を休む場合や早退する場合は、かかりつけ医や医療機関の受診をお願いします。
 - (2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師と確認を行い、その指示に従って下さい。
 - ①「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認して下さい。
 - ②医師の指示により、症状消失後、一定期間自宅にとどまった後、登校した場合も、学校を休んだ初日から終日まで「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とします。
- 4 陰性証明、治癒証明及び登校許可書について
上記の証明は全て不要であり、保護者等から口頭にて担任へ報告をお願いします。

【発熱等の風邪症状とは】

発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状をいいます。

但し、鼻汁など基礎疾患の症状である場合を除きます。（沖縄県教育委員会ガイドライン抜粋）

【この件の担当者】

沖縄県立開邦中学校
教頭 津波 匠
TEL：098-889-1715
FAX：098-889-1709